

お知らせ

家屋を取り壊したときはご連絡を

家屋を取り壊した場合は、登記所へ滅失登記をすることになっていきます。

新しい障害受給証を交付しました

9月1日から平成18年8月31日まで使用する新しい障害受給証を送りました。

所得限度額 (9月1日～平成18年8月31日) 扶養親族の数 基準額

第44回衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査 投票日は9月11日(日) 午前7時～午後8時

期日前投票・不在者投票 とき 8月31日(水)～9月10日(土) 午前8時30分～午後8時



心身障害者医療費助成制度

費の一部を助成します。助成対象 市内在住の、身体障害者手帳の1・2級

所得制限の基準額を超えている方 生活保護を受けている方

障害者手帳の更新に伴い、一部の方の負担番号が変更されています。

なお、古い受給者証は使用できませんので、返却してください。



投票箱

期日前投票・不在者投票は、保谷東分庁舎のみの投票所になります。

持ち物 投票所入場整理券 (届いている場合) 印鑑は不要です。

返却場所 障害福祉課(保谷保健福祉センター)

西東京都市計画生産緑地地区変更案の公告および縦覧

都市計画案の区域内に住する方は利害関係のある方は、期間中に意見書を提出してください。

縦覧の期間・場所 9月1日(木)～14日(水)

にしはらスポーツクラブ事務員募集

にしはらスポーツクラブは、10月の設立に向けて、現在準備中です。

職務内容 にしはらスポーツクラブの管理に関する一般事務と相談業務

財政白書を作成しました

市民の皆さんに市の財政状況を理解いただくために「財政白書」を作成しました。

財政白書は、9月15日(木)から田無庁舎3階財政課

市議会開催情報

8月15日号の市報で、9月2日(金)から開催予定とお

審議会開催情報



傍聴希望の方は事前に担当課へお問い合わせください。

公民館・図書館施設整備懇談会(中央図書館・内線1672)

田無公民館・公民館、図書館の施設整備の概要について

寄付・寄贈 住友重機械工業株式会社田無製造所様

新しい保険証 一般被保険者世帯

10月1日から

介護保険制度が変わります

介護保険法が改正され、10月1日から、介護保険施設などの居住費・食費、通所系サービスの食費が自己負担となります(下表)。

なぜ、介護保険施設サービスなどの居住費や食費が自己負担になるのでしょうか

現在、居宅で介護サービスを利用している方は、居住費(家賃・光熱水費)や食費を自己負担しています。

所得の低い方は負担が軽減されます

所得の低い方(世帯全員が住民税非課税者または生活保護受給者)に対しては、居住費や食費の負担が重く

国民健康保険被保険者証が更新されます

新保険証(世帯単位)を、9月中旬から配達記録でお送りします。

ただし、郵便局での保管期間経過後は保険年金課(田無庁舎2階、保谷庁舎1階)で

の間経過は保険年金課(田無庁舎2階、保谷庁舎1階)で受け取りとなります。

新しい保険証 一般被保険者世帯: 国民健康保険証(濃クリーム色) 退職者医療制度該当世帯: 国民健康保険退職被保険者証

★保険証は大切にしましょう★

保険証(国民健康保険被保険者証)は、国民健康保険に加入している証明書であり、お医者さんにかかる時に必要なものです。

- 交付されたら記載内容を必ず確認しましょう。勝手に書きかえると無効になります。

【10月から食費等が自己負担となるサービス】

Table with 2 columns: サービスの種類, 自己負担となる費用